

この夏 参議院議員通常選挙

7月の任期満了に伴う参議院議員通常選挙が行われます。

今号では、期日前投票や、郵便等による不在者投票などを紹介します。

貴重な一票です。必ず投票に行き、私たちの代表にふさわしい人・政党などを選びましょう。

詳しくは、市選挙管理委員会（市役所1階、☎47-8292）へ。



明るい選挙
イメージキャラクター
めいすいくん

<投票所入場券>

投票所入場券（長3封筒サイズの用紙に濃紺色で印刷）は、公示日ごろに各世帯へ郵送します。投票所および期日前投票所には、有権者ごとに切り離してお持ちください。

なお、選挙権のある人は、入場券が届いていない場合や持ち忘れた場合でも、投票ができます。※本人確認ができるものをお持ちください



<期日前投票>

投票日に、仕事や旅行などで投票所に行けないことが見込まれる人は、公示日の翌日から投票日の前日までの間（午前8時30分～午後8時）、期日前投票ができます。

投票所入場券の「期日前投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入したうえで持参すると、スムーズに受け付けができます。

<投票所（見取投票区）の変更>

見取投票区（対象区域＝林町6・8～10丁目、八島町、室村町1～3丁目、見取町1～2丁目、宿地町、南一色町の一部）の人の投票所は、北地区センターに変更となります。

<代理・点字投票>

手や目が不自由なため投票用紙に字を書くことができない人は、代理・点字投票ができます。投票所の係員に申し出てください。

選挙権年齢が18歳以上に

今回の参院選から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられる見込みです。

初めて選挙に参加する人に向けて、投票の仕方などをわかりやすく市ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。



QRコード

市民委員と推進員の募集 明るい選挙推進協議会

大垣市明るい選挙推進協議会は、明るい選挙の推進啓発と投票率向上を図るため、同協議会の市民委員と推進員を募集します。

応募資格はいずれも、市内在住の18歳以上（平成28年6月1日現在）の人で、昼間の行事に参加できる人（学生も可）です。

詳しくは、市選挙管理委員会（☎47-8292）へ。

<市民委員>

- *任期／7月から平成30年7月までの2年間
- *募集人数／2人
- *活動内容／選挙啓発事業の審議と事業参加
- *応募方法／「投票率向上」をテーマにした論文(800字程度・様式自由)に、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・職業を明記して、6月20日(必着)までに直接または郵送・Eメールで、市選挙管理委員会（〒503-8601 丸の内2-29, e-mail: senkyokanriinkai@city.ogaki.lg.jp）へ

<推進員>

- *活動内容／街頭での投票参加の呼びかけなど
- *応募方法／電話またはEメールで、同委員会へ



<郵便等による不在者投票>

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人および介護保険法による要介護者で、下表の条件に該当する人は「郵便等による不在者投票」ができます。

| 区分 | 障がいの部位など | 程度 |
|--------|--------------------------------|-----------|
| 身体障がい者 | 両下肢、体幹または移動機能の障がい | 1級・2級 |
| | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい | 1級・3級 |
| | 免疫または肝臓の障がい | 1級～3級 |
| 戦傷病者 | 両下肢または体幹の障がい | 特別項症～第2項症 |
| | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい | 特別項症～第3項症 |
| 要介護者 | 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」 | |

なお、利用には、「郵便等投票証明書」の事前申請が必要です。すでに同証明書をお持ちの人も、有効期限をお確かめください。

※投票用紙の請求締切は、選挙期日の4日前の午後5時(必着)

<郵便等による不在者投票の代理記載>

「郵便等による不在者投票」を行うことができる人のうち、下表の条件に該当し、自分で投票に関する記載ができない人は、市選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する人に代理記載をしてもらうことができます。なお、利用には事前申請が必要です。

| 区分 | 障がいの部位など | 程度 |
|--------|-------------|-----------|
| 身体障がい者 | 上肢または視覚の障がい | 1級 |
| 戦傷病者 | 上肢または視覚の障がい | 特別項症～第2項症 |

暮らしを変えて、川と海をきれいに!

繰り返し使われる「水」

上流で使われた水は、浄化槽や下水処理場で処理された後に川へ流され、下流の人たちが再び使います。繰り返し使われる水をできるだけ汚さないよう、私たちは注意を払わなければなりません。

排水口は、川・海の入り口

台所・トイレ・風呂などで使う生活排水

は、1人1日平均250リットル。その生活排水が、川や海を汚す大きな原因となっています。台所や風呂の排水口は、川や海への入り口なのです。

水を汚さない10の工夫

- ①調理の手順を工夫し、ムダなく水を使う
- ②米のとぎ汁は、最初の濃いものだけでも庭木などにまいて利用する
- ③調理くずや食べ残しが流れないように、

水切り袋などを使う

- ④食器などの油汚れを拭き取ってから洗う
- ⑤油は流さず、使い切る工夫をし、やむを得ず捨てる場合は、新聞紙などにしみこませてごみと一緒に捨てるかコンポストなどを利用し、分解させる
- ⑥トイレは、こまめに掃除する
- ⑦入浴の際は、石けんやシャンプーなどを使い過ぎないようにする
- ⑧お風呂の残り湯は、洗濯や掃除に使う
- ⑨洗濯の洗剤・石けんは、適量を使う
- ⑩歯みがきの水はコップで、洗顔は洗面器を使う